

業務提携契約書

学校法人 木下学園（以下「甲」という）と、一般社団法人環太平洋アジア交流協会（以下「乙」という）とは、次のとおり業務提携契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙相互の事業の発展のために、甲および乙が協力して推進することを目的とする。

第2条（業務の範囲）

1. 本契約により提携する業務の範囲は、甲および乙が、共同または協力して行う新規案件、事業のための企画・研究・開発・設計・生産、販売業務とする。
2. 本契約は、甲および乙が単独で遂行可能な新規案件、事業等を規制するものではないことを、甲乙双方は確認する。

第3条（個人情報保護）

甲および乙は、相手方の個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。甲および乙は、相手方の個人情報を委託先等に配布する際は、事前に相手方の承諾を得なければならない。

第4条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③他の当事者から知得した後、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまなわずに知得したものの

第5条（譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならない。

第6条（契約解除）

甲または乙は、他の当事者が次の各号の各号の一つに該当したときは、催告なしにただちに、本契約およびこれにもとづく個別契約の全部または一部を解除することができる。

- a) 本契約あるいは個別契約の条項に違反したとき
- b) 信用状態の悪化等あるいはその他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、2019年10月1日から2020年10月1日までの満1年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第9条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

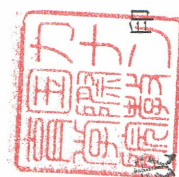
以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月15日

甲： 〒136-0072
（住所） 東京都江東区大島3-23-8 木下ビル
（名称） 学校法人木下学園
カナン国際教育学院

（役職名） 理事長

（名前） 木下沢威



乙：

（住所） 東京都千代田区神田小川町3-5-2 たちばなやビル2階
（名称） 一般社団法人 環太平洋アジア交流協会

（役職名） 代表理事

（名前） 水野 通雄

